

第1編 総論

第1章 羽村市の責務、計画の位置づけ、構成等

羽村市（以下「市」という）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民保護に関する計画の趣旨、構成等について次のとおり定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

(1) 市の責務

市（羽村市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、羽村市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に基づき、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
- 資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、羽村市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、その結果を受けて作成した変更後の市国民保護計画を羽村市議会に報告し、公表するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、次のとおり、国民保護措置に基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、平素から、国、東京都（以下「都」という。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると

きは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

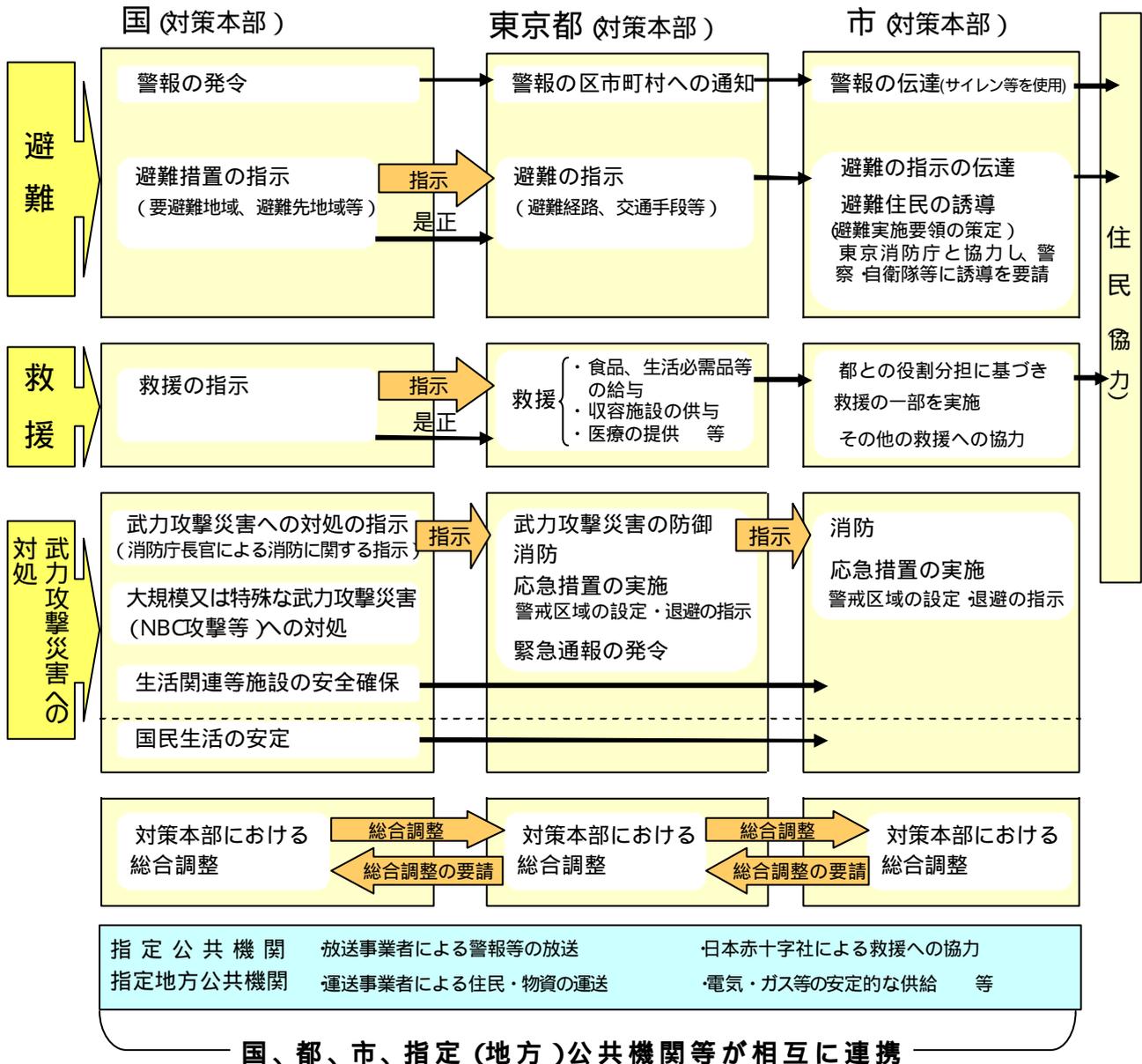
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
羽 村 市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。） 廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給等生活基盤の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

以下（参考）

都の事務（都国民保護計画）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東 京 都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局	相武国道事務所 被災時における直轄道路の応急復旧 京浜河川工事事務所 被災時における直轄河川の公共土木施設の応急復旧
農林水産省 関東農政局	東京農政事務所 武力攻撃等災害用食糧及び備蓄物資の確保

自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	第1師団第1施設大隊 防衛庁長官に対する都知事の要請又は武力攻撃事態等対策本部(国)の求めに応じて国民保護措置実施のための部隊派遣(避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧等)

指定公共機関・指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
日本赤十字社	1 救援への協力 2 医療救護 3 外国人の安否調査

関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 F A X
国土交通省 関東地方整備局	相武国道事務所	〒192-0045 八王子市大和田町 4 - 3 - 1 3	042-643-2001 042-643-2320 (F A X)
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所	多摩川上流出張所	〒197-0004 福生市南田園 3 - 6 4 - 2	042-552-0667 042-530-1386 (F A X)
農林水産省 関東農政局	東京農政事務所 食糧部 防災倉庫課	〒190-0014 立川市緑町無番地	042-529-9249 042-529-6084 (F A X)
陸上自衛隊	第一師団 第一施設大隊	〒178-8501 練馬区大泉学園町 朝霞駐屯地第一施 設大隊	048-460-1711
東日本旅客鉄道(株)	J R 青梅線 羽村駅	〒205-0014 羽村市羽東 1 - 7 - 2 6	042-555-7469
日本郵政公社	羽村郵便局	〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 5 - 3 - 2	042-555-3422 042-554-8101 (F A X)
(株)N T T 東日本	東京西設備部 事業運営担当	〒190-8525 立川市曙町 4 - 2 4 - 2 1 N T T 立川ビル 3階	042-528-4605 042-528-4530 (F A X)
東京電力(株)	青梅営業センター	〒198-0042 青梅市東青梅 5 - 1 5 - 1	平日昼間 09:00 ~ 17:00 0428-90-2231 0428-90-2229 (F A X) 夜間及び休祭日 17:00 ~ 09:00 多摩加タマセンター 0120-995-662
日本赤十字社	日本赤十字社 東京都支部救護課	〒169-8540 新宿区大久保 1 - 2 - 1 5	03-5273-6744 03-5273-6749 (F A X)
武陽ガス(株)	羽村供給所	〒205-0023 羽村市神明台 4 - 7 - 6	042-552-0156 042-552-6089 (F A X)

【関係都機関（警察を含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話（無線電話） F A X（無線 FAX）
東京都総務局	総合防災部 防災対策課	〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1	03-5388-2456.2458 (無線電話 5216 ~ 7) 03-5388-1260(FAX) (無線 FAX5013)
東京都総務局	総合防災部 防災管理課	〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1	03-5388-2569.2549 (無線電話 5375) 03-5388-1270(FAX) (無線 FAX5014)
東京都建設局	西多摩 建設事務所	〒198-0042 青梅市東青梅 3 - 2 0 - 1	0428-22-7210 (無線電話 398-611) 0428-22-8433(FAX) (無線 FAX8398)
東京都 福祉健康局	西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅 5 - 1 9 - 6	0428-22-6141 (無線電話 4631-1) 0428-23-3987(F A X) (無線 FAX 4631-0)
東京都水道局	小作浄水場	〒205-0001 羽村市小作台 4 - 2 - 1	042-554-4911 (無線電話 4740-1) 042-579-0229(F A X) (無線 FAX 4740-0)
警視庁	福生警察署	〒190-0014 福生市加美平 3 - 2 5	042-551-0110 042-553-8044(F A X)
東京消防庁	福生消防署	〒197-0012 福生市福生 1 0 7 2	042-552-0119 042-551-0119(F A X)

【関係市町村機関】

都内及び市に隣接する他市町村等

名 称	担当部署	所 在 地	電 話（無線電話） F A X（無線 FAX）
立川市	市民生活部 防災課	〒190-0022 立川市錦町 3 - 2 - 2 6	042-523-2111 代表 （無線電話 325-611 ~ 613） 042-523-2568(F A X) （無線 FAX 325-601）
青梅市	総務部 防災安全課	〒198-8701 青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1	0428-22-1111 代表 （無線電話 328-611 ~ 613） 0428-22-3508(F A X) （無線 FAX 328-601）
昭島市	総務部 防災課	〒196-8511 昭島市田中町 1 - 1 7 - 1	042-544-5111 代表 （無線電話 330-611） 042-544-7552(F A X) （無線 FAX 330-601）
福生市	総務部 総務課	〒197-8501 福生市本町 5	042-551-1511 代表 （無線電話 341-611 ~ 613） 042-553-3339(F A X) （無線 FAX 341-601）
武蔵村山市	総務部 防災安全課	〒208-8501 武蔵村山市 本町 1 - 1 - 1	042-565-1111 代表 （無線電話 346-611 ~ 613） 042-563-0793(F A X) （無線 FAX 346-601）
あきる野市	総務部 地域振興課	〒197-0814 あきる野市 二宮 3 5 0	042-558-1111 代表 （無線電話 349-611 ~ 612） 042-558-1115(F A X) （無線 FAX 349-601）
瑞穂町	地域振興課	〒190-1292 西多摩郡瑞穂 町大字箱根ヶ 崎 2 3 3 5	042-557-0501 代表 （無線電話 351-611） 042-556-3401(F A X) （無線 FAX 351-601）

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 F A X メールアドレス
日の出町	地域振興課	〒190-0192 西多摩郡 日の出町大字 平井 2 7 8 0	042-597-0511 代表 (無線電話 352-611 ~ 613) 042-597-4369(F A X) (無線 FAX 352-601)
檜原村	総務課	〒190-0212 西多摩郡 檜原村 4 6 7 - 1	042-598-1011 代表 (無線電話 354-611) 042-598-1009(F A X) (無線 FAX 354-601)
奥多摩町	総務課	〒198-0212 西多摩郡 奥多摩町氷川 2 1 5 - 6	0428-83-2111 代表 (無線電話 355-611 ~ 612) 0428-83-2344(F A X) (無線 FAX 355-601)
羽村市	総務部 市民生活安全課	〒205-8601 羽村市 緑ヶ丘 5 - 2 - 1	042-555-1111 代表 (無線電話 350-611 ~ 613) 042-554-2921(F A X) (無線 FAX 350-601)

【その他の機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 F A X メールアドレス
羽村市消防団	総務部 市民生活安全課	〒205-8601 羽村市 緑ヶ丘 5 - 2 - 1	042-555-1111 内線 201 042-554-2921 (F A X) s106000@city.hamura.tokyo.jp
羽村市 町内会連合会	総務部 市民生活安全課	〒205-8601 羽村市 緑ヶ丘 5 - 2 - 1	042-555-1111 内線 201 042-554-2921 (F A X) s106000@city.hamura.tokyo.jp
羽村市 交通安全 推進委員会	総務部 市民生活安全課	〒205-8601 羽村市 緑ヶ丘 5 - 2 - 1	042-555-1111 内線 201 042-554-2921 (F A X) s106000@city.hamura.tokyo.jp

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

羽村市は、東京都の北西部武蔵野台地の一角、都心部から約45kmに位置し、西端部から南端部にかけて多摩川が流れ、南西から北西にかけては、青梅市、北から北東にかけては、瑞穂町、南東は、福生市、横田基地、南は、あきる野市に接しており、東西の距離は約4.23km、南北の長さは約3.27km、面積は9.91 k m²となっている。

市の標準経過点を羽村市役所（緑ヶ丘5-2-1）とした場合、北緯35度46分、東経139度19分に位置する。

周辺の丘陵は、加治丘陵・狭山丘陵・草花丘陵・加住丘陵・多摩丘陵などが分布している。これらの丘陵は、標高300mから400mで、丘陵内を流れる中・小河川によって侵食され、羽村市の南西には草花丘陵が広がっている。

草花丘陵は馬引沢峠から南東方向に分布し、標高は二ツ塚峠で最高358mを示し、南東に向かい高度を下げ浅間山で標高220m、そして、あきる野市草花で標高150m前後となっている。市の大半は、武蔵野台地のうち立川段丘に含まれ、小作駅北西付近の標高171mを最高地点として、南東に低くなり、最南端の下河原では118mとなり約50mの高低差がある。

(地形図：資料編)

(2) 気候

羽村市は、気候区分は表日本式の関東型に入っていて、標準的気候区である。都心から45 k mほど隔たりはあるが、概ね東京の気候に準じている。

降雨量は、年間1500mmから1700mm、降水日数は年間90日から115日程度で都心より多くなっている。また、年平均気温は14度から15度で都心より若干低くなっている。

(3) 人口分布

羽村市は、土地区画整理事業により、市街化区域の約66%が整備されており、特に青梅線以東の市街化区域内の大部分で、市街地が整備されている。そのため人口は、市内のほぼ全域に分布している。

町内会・自治会別人口分布

平成18年4月1日現在

町内会・自治会名	総人口	世帯数	町内会・自治会名	総人口	世帯数
川崎東	1,061	394	五ノ神東	1,796	788
川崎西	1,143	439	五ノ神中	2,157	884
上水通り	661	280	東台	1,355	553
神明台	4,683	2,024	富士見平第一	1,496	655
双葉富士見	1,963	780	羽村団地	1,744	837
双葉町松原	881	350	奈賀一	461	170
神明台上	3,225	1,270	奈賀二	488	193
神明台住宅	252	111	田ノ上第一	779	281
都営神明台	663	237	田ノ上第二	751	300
本町第一	1,289	499	田ノ上第三	865	317
本町第二	531	204	旭ヶ丘	234	102
本町第三	688	286	間坂第一	900	335
東第一	617	238	間坂第二	1,390	538
東第二	648	246	宮地	1,960	694
清流	454	174	美原	2,190	829
緑ヶ丘第一	1,512	627	小作本町	1,468	576
緑ヶ丘第二	1,855	749	小作台東	2,157	1,126
緑ヶ丘三丁目	1,056	565	小作台西	3,671	1,507
緑ヶ丘西	2,700	1,145	栄町第一	2,386	1,122
			栄町第二	3,003	1,453
			合 計	57,133	23,878

(4) 道路の位置等

市の道路網は、東端に国道16号線、東西を横断する産業道路、奥多摩街道及び新奥多摩街道及び市道101号線。南北に縦断する都道羽村街道)、都道181号が主要幹線道路となっている。

(道路位置図：資料編)

(5) 鉄道

鉄道は、JR青梅線が市の中心を東南から北西方向に延び、東に羽村駅、西に小作駅があり、市民の通勤、通学などのほか市内企業へ通勤者の重要な交通手段となっている。

(平面図：資料編)

(6) 米軍基地

米軍の施設及び区域は、横田基地が市南東側に隣接し、基地内には、在日米軍司令部及び第5空軍司令部が所在し、羽村市域は、米軍基地の住宅地に接している。

(7) 消防

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。区域を管轄するのは東京消防庁福生消防署となっている。

(8) 昼間人口及び就業人口

夜間、昼間人口及び昼間就業者数は、次のとおりである。

(平成12年国勢調査)

常住地による人口 (夜間人口)	従業・通学地による人口 (昼間人口)	流入超過 (流出超過)	夜間人口に対する 昼間人口指数
人 55,868	人 54,044	人 1,824	96.7%

(9) 産業別就業者数

産業別就業者数は次のとおりである。

(平成12年国勢調査)

区 分	就業者数	流 入 通勤者	流 出 通勤者	流入超過 就業者 (流出超過)
総 数	人 28,977	人 17,791	人 17,903	人 112
第一次産業	205	20	26	6
第二次産業	13,039	8,781	6,226	2,555
第三次産業	15,733	8,990	11,651	2,661

(10) 幹線道路の自動車交通量

市内主要幹線道路における自動車交通量は、次のとおりである。

(平成17年度環境保全課交通量調査結果)

路線名	調査地点	測定日	交通量(台/10分、上下)	
市道第101号線 市役所通り	市役所前	17.5.16	1	5
		17.11.14	1	5
都道第163号線 羽村～瑞穂線 (羽村街道)	富士見平 2-20 付近	17.5.17	1	2
		17.11.17	1	3
市道第103号線 水道道路	水道事務所前	17.5.18	7	9
		17.11.16	8	1
都道第29号線 立川～青梅線 奥多摩街道	羽村西小学校前	17.5.19～	昼間	9
		17.5.20	夜間	2
		17.11.17～	昼間	9
		17.11.18	夜間	1
都道第29号線 立川～青梅線 新奥多摩街道	スポーツセンター 前	17.5.19～	昼間	1
		17.5.20	夜間	3
		17.11.17～	昼間	1
		17.11.18	夜間	4

各時間区分のうち、1時間毎に1回、10分間の交通量を計上記録した合計数を測定回数で平均した平均値。

- (11) 市内の J R 各駅一日平均乗降者数
市内 J R 各駅の一日平均乗降者数は次のとおりである。

駅名	平均乗降者数
J R 羽村駅	29,054 人
J R 小作駅	36,140 人

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

類型ごとの主な特徴

事態類型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域</p> <p>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>想定される主な被害</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>被害の範囲・期間</p> <p>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</p> <p>事態の予測・察知</p> <p>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</p>
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域</p> <p>都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>想定される主な被害</p> <p>少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間</p> <p>被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的で</p>

	<p>あるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>事態の予測・察知</p> <p>警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>想定される主な被害</p> <p>通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間</p> <p>弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</p> <p>事態の予測・察知</p> <p>発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>
<p>4 航空攻撃</p> <p>・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域</p> <p>航空攻撃を行う側の意図及び爆薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>想定される主な被害</p> <p>通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間</p> <p>航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>事態の予測・察知</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>事態の予測・察知</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>

2 緊急処理事態

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴等（国の示す基本指針より）

事態類型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<p>原子力事業所等の破壊が行なわれた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。）</p> <p>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。（都内には石油コンビナートは存在しない。）</p> <p>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、湾岸及び航路の閉塞、海洋、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。</p> <p>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。</p>
2 大規模集客施設等への攻撃	<p>大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）列車等の爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
3 大量殺傷物質による攻撃	<p>「NBCを使用した攻撃」と同様の被害が発生させる。</p>
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<p>航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</p> <p>爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</p>

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

NBC攻撃の特徴等（国の示す基本指針より）

種 別	特 徴
N 核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</p> <p>ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</p>
B 生物兵器等	<p>人に知られることなく散布することが可能である。</p> <p>生物兵器が使用されたと判明したときは、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</p> <p>生物化学兵器としては、一般的に天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。</p>
C 化学兵器等	<p>急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</p> <p>建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</p> <p>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に散布し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。</p> <p>特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>化学兵器としては、一般的にサリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</p>